

# 2013年規定審議会 提出立法案採決結果一覧表

□ は日本よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

■ RI 理事会よりの提案

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、  
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB

## 立法案一制定案

I. クラブ運営				
番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
13-01	クラブ報告の規定を改正する件	証明されたクラブ報告書を会員にも配布する	R 細 17-020	採択 A 311 : 174
13-02	クラブ幹事を理事会メンバーとするよう規定する件	幹事を理事会メンバーと規定する	標準 10-4	採択 A 285 : 211
13-03	クラブ役員に関する規定を改正する件	役員に副会長、SAA を含めることができる。また細則に従い、幹事、会計、SAA を理事にできる。副会長や SAA を役員理事メンバーとしたくないクラブには有益	標準 10-4	採択 A カード方式
13-04	クラブ役員に関する規定を改正する件	五大奉仕の委員長あるいは常任委員会委員長も細則により理事会メンバーとしてもよい	標準 10-4	否決 R 105 : 384
13-05	クラブ会長の選任スケジュールを改改正する件	就任前 2 年から 3 年までに選挙する 会長ノミニーに就任するまでは会長デジグネート（指定者）となる	標準 10-5	否決 R 192 : 287
13-06	クラブ会長の資格要件を改正する件	クラブ会長は少なくとも 1 年以上在籍	標準 10-5	採択 A 293 : 184
13-07	クラブ会員の入会金を廃止する件	入会金を廃止し、会費のみとする	標準 11	否決 R 231 : 256
13-08	元クラブ会員の 2 回目の入会金を免除する件	同一クラブへの再入会の入会金を免除	標準 11	採択 A 330 : 158
13-09	元クラブ会委員の 2 回目の入会金を免除する件（平城京 RC）	他のクラブへの再入会の折の入会金を免除	標準 11	撤回 W
13-10	クラブの分割を認める件	40～70%の会員の賛成でクラブの分割可能	R 細 02-010	撤回 W

II. 出席 A.出席規定				
13-11	出席義務を改正する件	出席報告を削除、メイクアップ規定削除、 例会出席および（または）プロジェクト や行事や活動への参加義務	R 細 04-090 標準 9-1、7-6 撤回	撤回 W
13-12	出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件	クラブの奉仕活動参加を出席要件とする （その他のイベント/活動も含む）を追加修正	標準 9-1	修正採択 AA 340 : 165
13-13	出席要件を改正する件	長期病欠などの場合、双方向通信ビデオでの参加を認める	標準 9-1	否決 R 204 : 309
13-14	欠席の規定を改正する件	12-4a の欠席による会員身分終結することができるに変更（shall → may に変更）	標準 12-4a	採択 A 381 : 128
13-15	連続欠席規定を改正する件	4 回連続欠席を 6 回連続欠席に変更	標準 12-4b	否決 R 186 : 319
13-16	クラブの出席報告要件を削除する件	ガバナーへの出席報告を削除する	R 細 04-090	否決 R 196 : 318
B. メイクアップとして認められる会合や行事				
13-17	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	理事会が認めた活動への参加で出席補填できる	標準 9-1	撤回 W
13-18	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	メイクアップ期間を前後 28 日に変更	標準 9-1	否決 R 235 : 274
13-19	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	メイクアップ期間を半年に変更	標準 9-1	否決 R 139 : 367
13-20	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件欠席補填の規定を変更する件	クラブが関係する活動に 30 分以上参加によるメイクアップを追加する	標準 9-1	撤回 W
13-21	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件（高松南 RC）	他クラブの例会における 75%出席要件とする	標準 9-1	否決 R 110 : 402
C.理由のある欠席と出席記録				
13-22	出席規定の免除の規定を改正する件	病気による欠席は理事会で 12 カ月以上認める。病気による欠席は出席率の計算に含まない	標準 9-3	採択 A 415 : 95
13-23	出席規定の免除の規定を改正する件	出席免除の 65 歳以上の年齢制限を廃止	標準 9-3b	採択 A 377 : 132
13-24	出席規定の免除の規定を改正する件（敦賀 RC、平城京 RC）	出席免除要件に会員歴 10 年以上を追加さらに合理的な理由が条件(年齢と在籍 85 以上)	標準 9-3b	否決 R 131 : 356
13-25	出席規定の免除の規定を改正する件	クラブは 65 歳以上、年齢と在籍数の合計 85 よりももっと大きい数値を採用できる	標準 9-3b	撤回 W

13-26	出席規定の免除の規定を改正する件	2010年7月1日以前に出席免除会員であった会員はその特権が将来も保持される	標準 9-3b	撤回 W
13-27	RI 役員の欠席に関する規定を改正する件	RI 役員配偶者の欠席も免除規定に含める (ロータリアンである配偶者へ変更・修正し採択)	標準 9-4	修正採択 AA 347 : 159
13-28	出席記録の算出に関する規定を改正する件 (桜井 RC)	9-3a の規定による欠席を出席の計算に入れない	標準 9-5	採択 A 265 : 218
13-29	出席記録の計算に関する規定を改正する件	7月8月は長期休暇のため出席記録は計算しない	標準 9-5	否決 R 60 : 445
<b>Ⅲ. クラブ例会</b>				
13-30	クラブ例会の構造決定に柔軟性を与える件	例会を理事会の判断で何回でも自由に変更や取り消しができる。	標準 6-1 撤回	撤回 W
13-31	衛星会合について規定する件	通常の例会に出席する代わりに、出席できるそのクラブの代替例会としての衛星(サテライト) 例会を認め規定する	R 細則 1、4 標準 1、6、9、10、12	否決 R 243 : 260
13-32	衛星クラブについて規定する件	クラブに衛星クラブを認めそれを規定する。独立するまでは、衛星クラブはスポンサー・クラブ(親クラブ)に付随するクラブとなる。 (役員が出席するものとする義務化に修正し採択)	R 細則 1、4 標準 1、2、6、9、10、12	修正採択 AA 370 : 130
13-33	E-クラブが、オンラインの代わりに、従来の方式による例会を開催する事ができることを規定する件	従来の方法による実際のフェイス・トゥ・フェイスの出席と電子的な出席の両方を可能とする	標準 6-1、9-1 撤回	撤回 W
13-34	クラブ例会を毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件 (東京城南 RC、東京京浜 RC、東京高輪 RC)	例会をクラブ細則の規定によって、1週間に1度あるいは2週間に2度開催する	標準 6-1	否決 R 175 : 337
13-35	クラブ例会を少なくとも月3回と定める件	クラブ細則により例会を一か月に最低3回開催	標準 6-1	否決 R 78 : 435
13-36	クラブ例会を少なくとも月2回と定める件	クラブ細則により例会を一か月に最低2回開催	標準 6-1	撤回 W
13-37	クラブ例会を年6回まで取りやめることを認める件	例会と取り消しを1年に6回までとする(従来は4回まで取り消し可能) 3回を超えて例会を連続して開かないことはあってはならない規定はそのまま	標準 6-1	否決 R 121 : 389

IV. 会員				
13-38	クラブが継続的に新会員を入会させる努力をすることを規定する件	クラブはその若さを保つために、常に若い適任の候補者を絶えず探し求める事を追加規定	R 定款 5-2	否決 R 177:330
13-39	ロータリー会員の全般的資格条件を改正する件	クラブ会員の全般的資格条件に『心からやる気のある、熱意をもつ』という項目を追加	R 定款 5-2 標準 7-1	否決 R 62:436
13-40	すべてのロータリーの学友が正会員となることを認める件	RI 新世代プログラムの卒業生を含め、すべてのロータリーの学友を正会員に認める	R 定款 5-2 標準 8-2	否決 R 295:198
13-41	特定の元奨学生をロータリーの正会員として認める件 (東京多摩川 RC)	米山学友をロータリーの正会員に認める (ジョージア・ローター・フェロント・プログラムも加える修正動議が採択された後、更に修正動議で、理事会付託)	R 定款 5-2 標準 8-2	理事会付託 RB
13-42	家事専門の人を正会員と認める件	専業主婦(主夫) となる前に、有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあった人を正会員とする	R 定款 5-2 標準 8-1	否決 R 335:181 2/3 必要のため
13-43	仕事をしたことのない人または仕事中断している人を正会員として認める件	子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする (文言中の her を削除し、修正採択)	R 定款 5-2	修正採択 AA 359:165 3/2 以上の賛成
13-44	早期退職した人や、長期休暇にある人を正会員として認める件	R 定款 5-2a1、2 項の退職者のほかに、早期退職者、長期休暇を取っている人を正会員として認める	R 定款 5-2	撤回 W
13-45	職業分類の制限を改正する件	50 名以下のクラブでは同一職業分類に属する会員を 10%とする。51 名以上は 5 名まで。	R 定款 5-2 標準 8-2	否決 R 133:380
13-46	職業分類の制限を改正する件	50 名以下のクラブでは同一職業分類を 10 名。 51 名以上は 20%までとする。	R 定款 5-2 標準 8-2	否決 R 109:404
13-47	職業分類の制限を改正する件 南淡路 RC 兵庫 D2680	20 名以下のクラブは同一職業分類を 2 名。21 名以上は 10%	R 定款 5-2 標準 8-2	否決 R 74:442
13-48	会員身分の終結に関する規定を改正する件	出席した理事会メンバーの 3 分の 2 を下らない賛成投票によってその会員身分を終結する	標準 12-5	採択 A 389:131

13-49	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件	本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった と言う条件を削除	R 細則 4-030 標準 7-4	採択 A 446:65
13-50	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 (敦賀 RC)	移籍会員および元ロータリアンを所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった条件のみに限定する事を確認し、それ以外は新会員として扱う	R 細則 4-030 標準 7-4	否決扱い 一旦採択 採択 A 266:237 その後、 定款細則 委員会より、49と 50 統合 不可能との 意見のため 再審結果、 否決扱い 321:157
13-51	移籍ロータリアン元ロータリアンの規定を改正する件	元会員や移籍会員は元のクラブより推薦を受ける事が必要条件	R 細則 4-030 標準 7-4	修正採択 AA 260:258
13-52	移籍ロータリアン元ロータリアンの規定を改正する件	元のクラブに金銭的債務を負っているかどうかを記した文書が 45 日以内に元クラブから提出されない場合、負債がないと判断する (45 日を 30 日に変更)	R 細則 4-030 標準 7-4	修正採択 403:108
13-53	名誉会員に RI 徽章を着用するのを認める件	名誉会員に RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与える (現状は、名誉会員は除外されている)	R 定款 13	採択 A 448:59

V. 地区 A.一般

13-54	各地区における E クラブの制限数をなくす件	E クラブを一地区 2 つまでとする数の制限を削除する	R 細則 2.010 R 細則 15.010	採択 A 295:220
13-55	地区番号に地理的呼称を付記することをガバナーに認める件 (前橋 RC)	ガバナーは地区番号に国や県や地域などの地理的名前を付け加えて使用できる	R 細則 15.010	否決 R 142:373
13-56	パスト・ガバナー審議会について規定する件	地区にパスト・ガバナー審議会を設立する。その任務はガバナーから負託された事項の助言と提案および、クラブ・地区の関連事項の調停	RI 細則 15.130	否決 R 機械故障のため カード採択

B.会合

13-57	地区協議会の目的を改正する件	現職 G が会員増強、財団、地区及びクラブのプロジェクトの成果を評価する目的にする	R 細則 15.020	否決 R 46 : 460
13-58	「地区協議会」という言葉を「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」に変更する件	地区活動目的を明確化のため、地区協議会をクラブ・リーダーシップ研修セミナーに変更する（地区研修協議会に修正）	R 細則 15.020 040,060,090 他	修正採択 AA 288 : 226
13-59	地区協議会の開催地の選定に関する規定を改正する件	開催場所と日時の決定は、G エレクトと地区内クラブ会長エレクトの同意が必要	R 細則 15.020	否決 R 71 : 450
13-60	地区大会での投票手続を改正する件	地区大会開催の日において、クラブ歴が1年未満のクラブは投票権が与えられない事を追加	R 細則 15.050	否決 R 53 : 461
13-61	地区大会での投票手続を改正する件	25名未満のクラブは投票権なし。その後、従来どおり25～37名までの会員数のクラブは1名の選挙人。38～62名のクラブは2名の選挙人。63～87名のクラブは3名の選挙人。（事務局長説明：25名未満のクラブは世界で14000程度、約30%）	R 細則 15.050	否決 R 42 : 473
13-62	地区大会の投票手続を改正する件	従来のガバナー・ノミネーの選出のほかに、理事指名委員の選挙、G 指名委員の選挙、COL 代表議員の選挙手続も同様に規定する	R 細則 15.050	採択 A 317 : 177
13-63	地区大会の委任状による代理投票に関する規定を改正する件	委任状による代理者はその1つのクラブの投票権しかなく、代理する他のクラブの投票権は当該クラブの会長、幹事、3名の理事の署名のある封書で行われる	R 細則 15.050	否決 R 210 : 292
<b>VI. ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ</b>				
13-64	ロータリーの綱領に、青少年の参加と育成に関する第5項目を追加する件	綱領に新世代奉仕を定義し、1項目増加する。 5. 親睦および、社会奉仕・国際奉仕プロジェクトを通じて、さらには青少年交換、学習、自己啓発プログラムによって青少年による参加及び成長を促す	R 定款 4 標準 4	理事会付 託 RB 298 : 196
13-65	ロータリーの綱領に新世代の奉仕と育成に関する第5項目を追加する件 (川口西 RC)	新世代に奉仕・交流プログラムの実践を通じて、奉仕の理想の理解を促し、青少年が指導者としての資質を伸ばし、国際間の親善と世界平和に貢献できる担い手となる。	R 定款 4 標準 4	理事会付 託 RB 337 : 175

13-66	ロータリーの綱領に環境保護に関する第5項目を追加する件	綱領の5項目に地球環境保全を加える。環境保全は生命を育み、究極的には、人類への奉仕の理想を実現すること。	R 定款 4 標準 4	否決 R 76 : 442
13-67	ロータリーの綱領の第4項目を改正する件	奉仕の理念に結ばれた職業人が、国際ロータリーの活動を通して、国際理解、親善、 <u>文化</u> および平和を促進すること。(文化の文言を追加)	R 定款 4 標準 4	否決 R 91:430
13-68	ロータリーの綱領を改正する件	第2項 「現在も未来においても」を追加 第3項 「各人への尊重の念を広める」を追加	R 定款 4 標準 4	否決 R 38:480
13-69	第五奉仕部門を改正する件	第5項 <b>新世代奉仕</b> を <b>青少年奉仕</b> に変更	R 定款 4 標準 4	<b>採択 A</b> <b>308 : 205</b>
13-70	RI の恒久的な年次テーマを創る件	「超我の奉仕」を恒久テーマとする	R 定款 2、18	否決 R 122 : 399
<b>VII. ロータリー財団</b>				
13-71	ロータリー財団管理委員の空席を充填する件	空席が出た場合、会長が新管理委員を指名し、理事会で選任する	R 細則 22.020	<b>採択 A</b> <b>カード方式</b>
13-72	財団管理委員の任期を改正し、管理委員長の任期を4年に延長する件	管理委員の任期を6年とし、管理委員長の任期を4年とする	R 細則 22.030	否決 R 30 : 486
13-73	財団管理委員の任期を改正する件	管理委員の任期を2年とする	R 細則 22.030	撤回 W
13-74	財団管理委員の資格条件を改正する件	管理委員の4名以上を元会長としてもよい	R 細則 22.020	撤回 W
<b>VIII. RI 役員及び選挙 A. RI 会長および理事</b>				
13-75	会長の資格条件を改正する件	RI 理事を終えてから少なくとも3年経過の条件を追加	R 細則 6.050	否決 R 91 : 423
13-76	会長指名委員会委員の資格要件を改正する件	3回以上委員となることはできない条件を追加	R 細則 11.020	<b>修正採択 AA</b> <b>366 : 149</b>
13-77	会長選挙の郵便投票に関する規定を改正する件	一票を投票できるクラブの最低条件として、年度当初より25名の会員を有することを追加	R 細則 11.100	撤回 W
13-78	理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件	理事候補者はさらに、推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席の要件を削除 指名委員は、委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名される	R 細則 6.050 R 細則 12.020	否決 R 250 : 259  <b>4日目</b> <b>再動議も</b>

		ゾーンの 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない要件を削除		否決 177 : 327
13-79	理事指名委員会の投票手続を改正する件	地区のロータリアンの人数が1000名ごとにその地区の理事指名投票権が 1 票増加する	R 細則 12.020 撤回	撤回 W
13-80	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	指名員候補者が務める前の 3 年間に 1 回の国際大会に出席しなければならない要件を削除	R 細則 12.020 撤回	撤回 W
13-81	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	地区大会で過半数の投票で指名委員に選挙されることにより、務める前の 3 年間に 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席の要件は免除される。 (次回の指名委員会のみ適用に修正変更 ※正確でないかもしれない。小船井 PDG)	R 細則 12.020	修正採択 AA 252 : 247
13-82	指名委員会による理事ノミニー選出に関する規定を改正する件	ゾーン内に 2 つ以上のセクションのある場合、 ゾーン内の全ての地区がゾーンからの選出を同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員を選出する	R 細則 12.020	否決 R 220 : 281
13-83	指名委員会により選出された理事ノミニーへの対抗候補に関する規定を改正する件	対抗候補者が地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得る際に、そのクラブの条件として 1 年以上経過しているクラブであること。	R 細則 12.020	否決 R 117 : 384
13-84	指名委員会により選出された理事ノミニーへの対抗候補に関する規定を改正する件	対抗候補者を良く知ってもらうために、1 ページの候補者の推薦書類を提出する。	R 細則 12.020	否決 R 175 : 323
13-85	指名委員会により選出された理事ノミニーおよびガバナ・ノミニーへの対抗候補者に関する規定を改正する件	RI 理事あるいはガバナー候補者は対抗候補者として挑戦する理由を書いた書式が必要。	R 細則 12.020 R 細則 13.020	撤回 W
<b>B.ガバナー</b>				
13-86	ガバナーの任務を変更する件	公式訪問の折に、クラブの定款や細則が規定審議会の結果に従い、RI 組織規定に準拠したものであるかどうか確認	R 細則 15.090	採択 A 292 : 225
13-87	ガバナー・ノミニーの資格条件を改正する件	地区の平均会員数よりも大きなクラブからのみ指名される条件を追加する	R 細則 15.070	否決 R 144 : 376



13-88	ガバナー・ノミネーの資格条件を改正する件	ガバナーの配偶者はガバナー配偶者として5年以上経過した時、ガバナー候補者となる	R 細則 15.070	撤回 W
13-89	ガバナー・ノミネーの資格条件を改正する件 (前橋 RC)	ガバナーになる24か月前にクラブの会長として全期間会長を務めたもの、あるいはまたは創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者	R 細則 15.070	否決 R 190 : 312
13-90	「ガバナー・デジグネート」(governor-designate)の肩書きを新設する件(参考: designate 指名する、任命する)	ガバナーに指名された時にガバナー指名者となり、就任2年前の7月1日よりガバナー・ノミネーとなる (ガバナー・ノミネー・デジグネートに修正採択)	R 細則 13.010	修正採択 AA 306 : 197
13-91	ガバナー・ノミネーの選挙の過程において、ガバナーが特定の選挙活動を承認することを認める件	候補者を良く知るために、地区大会で紹介したり、クラブ例会で話をしたり、ロータリーのプロフィールを回覧するなど最低の選挙運動を可能にする	R 細則 10.060	否決 R 53 : 457
13-92	クラブがガバナー・ノミネー候補者を推薦するために、設立から3年を経過していることを要件とする件	3年以上経過しているクラブがガバナー・ノミネー指名案を提出できる	R 細則 13.020	否決 R 41 : 476
13-93	郵便投票に関する手続き規定を改正する件	各クラブが1票の投票権とする	R 細則 13.040	採択 A 448 : 64
13-94	郵便投票に関する手続き規定を改正する件	会員一人が1票を投じる権利をもつ	R 細則 13.040	否決 R 20 : 479
13-95	地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件	クラブは一人の選挙人に全ての投票権を割り当てるものとする	R 細則 13.020	採択 A 261 : 245
13-96	クラブがガバナー・ノミネーへの対抗候補者を推薦するために、設立から3年以上経過していることを要件とする件	ガバナー・ノミネー対抗候補者を推薦できるクラブは従来の1年ではなく、年度当初に3年以上経過したクラブでなければならない	R 細則 13.020	撤回 W
13-97	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	「地区内の10クラブで、設立から5年を経過しているクラブ」の条件に変更	R 細則 13.020	否決 R 75 : 432
13-98	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	クラブは一人の対抗候補者のみに支持するものとする (Must を Shall に変更し、修正採択)	R 細則 13.020	修正採択 AA 332 : 154
13-99	ガバナー・ノミネーの対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	「地区内の10クラブで、設立から3年を経過しているクラブ」および「クラブ総数の20%」の条件に変更	R 細則 13.020	撤回 W

13-100	ガバナーの空席に関する規定を改正する件	地区権限を追加し、指名委員会は5代前まで遡ったパスト・ガバナーを指名するか、適任のロータリアンを副ガバナーに任命できる	R 細則 6.120	修正採択 AA 306 : 209
<b>C.その他</b>				
13-101	地区から繰り返し提出される選挙不服申し立てに関する規定の改正する件	「理事会が過去 5 年以内に、選挙の不服が 2 件以上確認したとき」を追加する	R 細則 10.070	採択 A 331 : 166
13-102	選挙不服申し立てに関する規定の改正の件	選挙審査手続に従わず、また手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は今後立候補できない。また、そのようなクラブは機能しないクラブと見なされる	R 細則 10.070	採択 A 350 : 134
<b>IX. 国際ロータリー A.組織統括 (コーポレートガバナンス)</b>				
13-103	パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を 200 から 1000 に増やす件	パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を従来の 200 から 1000 に増加する	R 定款 5.4	採択 A 447 : 69
13-104	E クラブの所在地域に関する規定改正する件	所在地域を全世界とするか、または、クラブ理事会の決定によって決められる	R 細則 2.030	採択 A 276 : 231
13-105	クラブ自治権について規定する件 (姫路 RC)	RI 定款、RI 細則、標準 RC 定款に矛盾することのない範囲でクラブに自治権を与える	R 細則 2.040	否決 R 204 : 310
13-106	然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件	聴聞の場に、当該地区のガバナーあるいはパスト・ガバナーが同席してもよい規定を加える	R 細則 3.030	修正採択 AA 426 : 90
13-107	クラブの合併に関する規定を改正する件	2 年間、25 名以下のクラブは強制的にガバナーがその所在地域のクラブと合併させる	R 細則 2.060	否決 R 100 : 420
13-108	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	クラブ数が 100 を超える地区あるいは 1200 名以下の地区境界を変更できる。それ以外の地区は地区内の過半数の反対がある場合は変更できない。15.010 の暫定規定廃止。	R 細則 <del>15.010</del> 撤回	撤回 W
13-109	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件 (D2540 秋田 D2830 青森)	最低会員数を 1200 名から 1100 名に変更	R 細則 15.010	採択 A 288 : 229
13-110	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	クラブ数が 100 あるいは 5000 名を超える地区は境界を変更できる規定を加える	R 細則 15.010	否決 R 227 : 296

		33 クラブ～100 クラブあるいは 1200～5000 名までの地区は境界変更は地区の過半数の同意が必要。それ以外は理事か決定。		
13-111	新しい地区を援助する手続を規定する件	理事会は新しい地区の将来にあるいは地区の合併に対して、管理、リーダーシップ、代表権についての手続きを確立しなければならない	R 細則 15.010	採択 A 323 : 191
13-112	運営審査委員会の責務内容を改正する件	委員の構成人数の割合と委員会開催権限の変更。委員長には開催権限なし。	R 細則 16.120	採択 A 469 : 47
13-113	RI 長期計画委員会の責務内容を改正する件	委員会のメンバーに現職の管理委員であってもよい。委員長に委員会開催の権限はない。次年度会長エレクトに対する権限縮小。 (委員長が会長に責任を持つに変更修正)	R 細則 16.100 一部修正	修正採択 AA 469 : 50
13-114	RI 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を改正する件	理事は自分が選出されたゾーンにおいて、RI 戦略計画の実行を監督する	R 細則 5.010	採択 A 319 : 199
13-115	監査委員会の責務内容を改正する件	監査委員会のメンバー構成割合の変更。 現職理事及び管理委員を監査委員から除く事を明確化する	R 細則 16.110 撤回	撤回 W
13-116	ローターアクトおよびインターアクト委員会の名称を新世代委員会と変更する件 (東京恵比寿 RC)	インターアクト委員会、ローターアクト委員会の名称を新世代委員会変更する	R 細則 16.010	否決 R 234 : 272
13-117	世界平和のための RI 常任委員会を設立する件	世界平和委員会を設置する (6 名、任期 3 年)	R 細則 16.010	撤回 W
13-118	RIBI の管理機関の名称を「審議会」から「RIBI 理事会」に変更する件	管理主体を RIBI 審議会から RIBI 理事会に変更する	R 定款 16.2 R 細則 7,11,12,15	否決 R 288 : 215 2/3 必要
<b>B.運営</b>				
13-119	印刷されたロータリー雑誌を受取るか、インターネットを通じて受信するかを選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件	全てのロータリアンが、ロータリー冊子を印刷物かあるいは、インターネットで受取ることかを選択できる	R 細則 20.030	採択 A 410 : 95
13-120	旅費経費の支払いに関する方針を RI 細則から削除する件	RI 細則に規定される旅費弁済規定を削除する。 旅費規定が複雑化してくる現状で、今後は理事会が柔軟に適切に対応する。	R 細則 17.090	採択 A 343:175

13-121	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI 理事と管理委員はエコノミーとする	R 細則 17.090	理事会付託 RB
13-122	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	理事および役員の飛行機の旅費規定を見直し、なるべく合理的な料金の飛行機を利用することを規定	R 細則 17.090	理事会付託 RB
13-123	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は一番安いエコミニ 理事・役員・管理委員及び配偶者は 3 時間を超える場合ビジネスクラス	R 細則 17.090	理事会付託 RB
13-124	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は、15 時間を超える場合は、プレミアム・エコノミー料金	R 細則 17.090	撤回 W
13-125	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は一番合理的で安いエコミニ料金。 理事・役員・管理委員及び配偶者は一番安い合理的なビジネスクラス料金		理事会付託 RB
<b>X. R財務と人頭分担金</b>				
13-126	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を半年に、2014~15年度に US\$27.00 2015~16年度に US\$27.50、2016~17年度にUS\$28.00 に値上げする	R 細則 17.030	採択 A カード採決 圧倒的多数
13-127	各クラブが最低 15 名分の人頭分担金を支払うことを規定する件	クラブは最低 15 名分の人頭分担金を支払う	R 細則 17.030	否決 R 133 : 385
13-128	各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす件	クラブの最低人頭分担金を廃止する	R 細則 17.030	採択 A 264 : 244
13-129	年齢が 35 歳未満および 70 歳を超える会員の人頭分担金を減額する件	35 歳未満と 70 歳以上の会員の人頭分担金を 30%減額する	R 細則 17.030	否決 R 92 : 423
13-130	自然災害時に人頭分担金を減免または猶予する件 (釧路北 RC)	自然災害等に遭い甚大な被害のある地域の人頭分担金を延期または減額する	R 細則 17.030	採択 A 348 : 156
13-131	元ローターアクターの人頭分担金を 1 年間免除する件	元ローターアクターの人頭分担金を最初の 1 年間免除する	R 細則 17.030	否決 R 176 : 330
13-132	RI 年次大会のために追加の人頭分担金を設ける件	RI 年次大会支援のために毎年、一人 3 ドルの追加会費を支払う。そして、RI 年次大会登録料を 100 ドルまでとする	R 細則 17.030	否決 R 132 : 374
13-133	RI 理事会が、クラブ報告書の提出期日と RI 人頭分担金の納入期日を定めることを規定する件	RI 理事会がクラブ半期報告と人頭分担金の期日を制定する	R 定款 11 R 細則 8,11,12,13	撤回 W

13-134	RIBI の納入する人頭分担金を改定し、RI の使途不指定の純資産への拠出を廃止する件	RIBI は人頭分担金の半分の保有。 RI の保有するパーセンテージの規定は削除	R 細則 17.030	採択 A 378 : 120
<b>XI. RI 会合</b>				
13-135	国際協議会の開催時期に柔軟性をもたせる件	国際協議会開催時期を 2 月 15 日までに開催しなければならない規定を削除	R 細則 19.010	撤回 W
13-136	RI の地域大会に関する規定を削除する件	RI 地域大会の規定を RI 細則からすべて削除する	R 細則 10.070 R 細則 19.030	採択 A 462 : 41
<b>XII. 立法手続き</b>				
13-137	規定審議会の開催時期を 10 月、11 月または 12 月とし、立法案提出の期日を変更する件	規定審議会を 10 月か 11 月あるは 12 月に開催し、立法案提出の時期を、審議会が開かれる前のロータリー年度の 8 月 31 日に改定する	R 定款 10 R 細則 7.35,50	否決 R 261 : 252 <u>2/3 必要</u>
13-138	地区決議会合を含めるためにクラブ提出の立法案の地区による承認と地区大会での投票について改正する件	地区大会のほかに地区決議会を創設し、クラブ立法案の決議を行えるようにする。	R 細則 7.030 R 細則 15.40、50	採択 A カード方式
13-139	規定審議会を 4 年ごとに召集するよう定める件	規定審議会の開催を 4 年に一度にする	R 定款 10-2	否決 R 251 : 264
13-140	立法案を制定案に限定する件	提出立法案を制定案のみとする	R 定款 10	否決 R 105 : 383
13-141	欠陥のある立法案の定義を改正する件 (前橋 RC)	(ii) 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合の規定を削除	R 細則 7.037	採択 A 334 : 174
13-142	審議会議場での立法案修正をなくす件	規定審議会会場での制定案や決議案などの修正は認めない	R 細則 8.120	否決 R 171 : 332
13-143	規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件	75クラブまでの地区は1票の投票権、 76-125クラブの地区は2票の投票権 126-175クラブの地区は3票の投票権	R 細則 8.110	否決 R 66 : 446
13-144	規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件	1000名を超える地区はもう一票の投票権を与える	R 細則 8.110	否決 R 122 : 388
13-145	規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件	3000名を超える地区はもう一票の投票権を与える	R 細則 8.110	否決 R 73 : 443
13-146	大規模地区は審議会代表議員を 2 名まで選ぶことができ、同じロータリアンが代表議員として審議会に出席できる回数は 2 回までとする件	71クラブ以上の地区は2名の代表議員を与えられる。また、代表議員として審議会に2回を超えて出席してはならない。(2回まで)	R 細則 8.010	撤回 W

13-147	審議会代表議員の選出時期を改正する件	選挙は審議会が開かれる <u>3年前</u> の年度に行う	R 細則 8.050	否決 R 154 : 356
13-148	審議会代表議員の指名手続を改正する件	クラブはクラブ会員を代表議員に推薦できる	R 細則 8.050	否決 R 249 : 251
13-149	審議会代表議員の指名手続を改正する件	2 票以上あるクラブの投票は同じ候補に投票するものとする	R 細則 8.060	<b>採択 A</b> <b>335 : 172</b>
13-150	審議会代表議員の選出手続を改正する件	代表議員の候補者が 1 名のみとき、ガバナーは資格のあるロータリアンの中から補欠議員を指名しなければならない事を追加	R 細則 8.060	<b>採択 A</b> <b>329 : 180</b>

## 正規の立法案 : 決議案

番号	案件	提案要旨	結果
13-151	クラブおよび地区の理事会に広報委員長を含めることを検討するように RI 理事会に要請する件	広報委員長を理事とする <b>撤回</b>	撤回 W
13-152	クラブの公共イメージ委員会の役割を拡大することを検討するように RI 理事会に要請する件	委員会は内向けの広報、外向けの広報を明確な任務とする <b>撤回</b>	撤回 W
13-153	新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するように RI 理事会に要請する件	2016 年 COL に準会員を創設する	<b>採択 A</b> <b>284 : 219</b>
13-154	「ロータリーの支援者(Friends of Rotary)」という立場を設けることを検討するよう RI 理事会に要請する件	ロータリーの支援者協会の設立	否決 R 218 : 293
13-155	パスト・ガバナー諮問委員会に追加的な権限を与えることを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 205 : 307
13-156	ロータリーの綱領の重要性を推進することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	茅ヶ崎湘南 RC	否決 R 194 : 319
13-157	ロータリーの綱領の第 2 項に掲げる職業に関する <b>既定</b> を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するよう RI 理事会に要請する件	茅ヶ崎湘南 RC (RI 翻訳文の中、”既定” とあるのは →指導原則、指針 (the guiding principle))	<b>採択 A</b> <b>264 : 240</b>
13-158	児童奴隷を阻止するためのキャンペーンを支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件	<b>撤回</b>	撤回 W
13-159	性器切除の予防を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 248 : 268

13-160	対人地雷の問題を優先事項とすることを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回 W
13-161	Rotex クラブを正式に承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件	帰国青少年交換学生のクラブ	否決 R 229 : 283
13-162	国連ミレニアム開発目標 (MDGs) を採択することを検討するよう RI 理事会に要請する件	2015 年までに世界の貧困を大幅に削減することなどを指す 撤回	撤回 W
13-163	ロータリー章典の職業奉仕に関する主要メッセージに、職業的コミュニケーションを加えること検討するよう理事会に要請する件	ロータリー章典 8.030.4 職業奉仕の重要メッセージ	否決 R 197 : 303
13-164	職業奉仕を強調することを検討するよう RI 理事会に要請する件 〔ロータリアンの職業宣言及び「職業奉仕がなければロータリーは社会奉仕団体になり下がる」との (2009 年国際協議会) サブ一元会長アドレス〕	手続要覧 ロータリアンの職業宣言	否決 R 251 : 262
13-165	7 月を「ロータリー友情月間」として指定することを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回 W
13-166	国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件	手続要覧 国際奉仕の方針の追加	採択 A 397 : 109
13-167	RI 新世代奉仕デーを創設することを考慮するよう理事会に要請する件		採択 A 254 : 251
13-168	ロータリーリーダーシップ研究会 (RLI) を、RI 傘下の組織または RI の常設プログラムとして指定することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (敦賀 RC、柳井 RC、東京中央 RC・品川中央 RC・東京芝 RC、D2760 名古屋、D2770 埼玉、D2840 群馬)	日本の 6 地区をはじめ、世界全体で 30 地区より提案	採択 A 332 : 181
13-169	アーリー・アクト・クラブを承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 238 : 265
13-170	5 歳から 11 歳までの子供を対象とするクラブのために「キッズアクト (Kidsact)」という名称を採択することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 237 : 270
13-171	インターアクト会員の最小年齢を 12 歳から 11 歳に引き下げることを検討するよう RI 理事会に要請する件		撤回
13-172	ローターアクトの年齢制限を 35 歳に引き上げることを RI 理事会に要請する件 (新潟南 RC、宇部 RC、沼津 RC)	日本はじめ世界からも提案	否決 R 148 : 350
13-173	エルダーアクト (Elderact) を RI 常設プログラムとして加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件	年長者のクラブ	否決 R 72 : 436

13-174	男女平等を推進するために、標準インターアクトクラブ定款を修正することを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回 W
13-175	青少年交換プログラムの対象をロータリアンの子弟に限定することを RI 理事会に要請する件 (神戸東 RC)		否決 R 59 : 443
13-176	青少年交換の年齢制限を 17 歳まで引き下げることを検討するよう RI 理事会に要請する件	15~17 歳 (期間中に 18 歳となっても良い) とする	否決 R 185 : 323
13-177	ロータリー青少年強化プログラム (Rotary Youth Program of Enrichment) を RI 常設プログラムとして設立することを検討するよう理事会に要請する件	RYLA と同様なプログラム 社会奉仕活動や道徳観念の向上を目指したい青少年をターゲット	否決 R 114 : 391
13-178	われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)を RI の常設プログラムとして追加することを検討するよう RI 理事会に要請する件		否決 R 202 : 310
13-179	土地や建物の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件	撤回	撤回 W
13-180	持続可能な開発を目標として採用することを検討するよう RI 理事会に要請する件	世界の人口増加、貧富の差の拡大 技術と環境の限界などがテーマ 撤回	撤回 W
13-181	ロータリアンの子と孫および配偶者が財団補助金プログラムに参加できることを検討するよう管理委員会に要請する件	撤回	撤回 W
13-182	ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件		理事会付託 RB
13-183	補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会の要請する件 (小田原 RC)	ロータリアンの家族や関係者に対する補助金支給	採択 A 313 : 184
13-184	国際親善奨学生の受領資格を改正することを検討するよう管理委員会に要請する件	ロータリアンやロータリー関係者でも可能とする	撤回 W
13-185	RI に対する一般の認識向上活動に資金を充てるために、人頭分担金を増加させる立法案を次回の規定審議会に提出するよう RI 理事会に要請する件	一人年間 2 ドルを増額 世界の人にロータリーを知らしめる為の普及啓蒙基金	撤回 W
13-186	ローターアクターや若い会員の人頭分担金を削減することを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回 W
13-187	現ガバナーが任務を遂行できない場合、ガバナー審議会が臨時のガバナーを任命する事を承認する立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件	ガバナー職が空席になった時、7 日以内に諮問委員会が指名 撤回	撤回 W
13-188	ガバナーの任期を 2 年に延長する試験的プロジェクトの実施を検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回 W



13-189	組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件	会長、理事、管理委員等の任期、職務、報酬、資格などの再検討	否決 R 188 : 318	
13-190	米国平和部隊同盟委員会 (U.S. Peace Corps Alliance Committee)の結成と承認を検討するよう RI 理事会に要請する件	平和部隊とは、米国政府の組織で、発展途上国の開発と文化の理解を世界中で促進するため作られました。訓練を受けたボランティアが発展途上国へ行き、平和部隊の3つの目的に基づいて活動しています。それは、派遣先国の必要な技術を提供すること、派遣先国にアメリカ文化を紹介すること、そして派遣先国の文化をアメリカ人に紹介し、さらに理解を深めること	撤回 W	
13-191	会長の年次テーマを、恒久的な「超我の奉仕」に置き換えることを検討するよう理事会に要請する件	毎年のテーマは大きな感動がない お金と時間の節約のため <b>撤回</b>	撤回 W	
13-192	クラブ会長エレクトのために追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件	クラブ管理や財団などが複雑化のため、従来の研修の内容や時間や厳しさを見直す必要	否決 R 122 : 384	
13-193	ビジネス・インターシップ交換プログラムを開始することを検討するよう RI 理事会に要請する件	地域の職業の発見、言語力向上、新しい文化の学習のため <b>撤回</b>	撤回 W	
13-194	ロータリーおよびロータリー財団の100周年ミュージアムを建設を検討することを RI 理事会に要請する件 <del>（世界532地区の芸術家の作品を展示。世界理解と平和に繋げる）</del>	2005年ロータリー創立100年、2017年財団創立100年を記念して <b>撤回</b>	撤回 W	
13-195	規定審議会を再編成し、新しい構成で実施することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件	34ゾーンから272名の投票権者 <b>撤回</b> <del>（経費削減、効率化、より民主的）</del>	撤回 W	
13-196	規定審議会の編成と運営を変更することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件	コスト高、効率性、柔軟なシステムを考慮。決議案は直接理事会へ。 <b>撤回</b>	撤回 W	
13-197	立法手続への変更を推奨するための委員会を設立することを検討するよう RI 理事会に要請する件	現在、毎年120万ドルの費用 効率的で、安価の運営	撤回 W	
13-198	規定審議会の効率性を調査するための研究を開始することを検討するよう RI 理事会に要請する件	同上の理由 <b>撤回</b>	撤回 W	
13-199	ガバナー・ノミネーのための追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件	地区管理、RIプログラムの適格要件、財団などをもっと研修する必要	撤回 W	
<b>制定案追加 R財務と人頭分担金</b>				
<b>番号</b>	<b>案件</b>	<b>提案要旨</b>	<b>対象規則</b>	<b>結果</b>
13-200	一般剰余金の目標額計算を改正する件	一般剰余金の最低目標額の計算から、理事会が承認し一般剰余金で賄われた経費を除外する	R細則 17.050	採択 A 400 : 83